児童手当制度改正　申請確認フローチャート（令和 6 年 10 月改正）

スタート

0 歳から高校生までの児童を養育していますか？

はい

現在、白石町から児童手当又は特例給付を受給していますか？

はい

現在、監護し、生計同一又は維持している子(H14.4.2 以降に生まれた子)を 3 人以上養育していますか？

はい

その中に大学生相当年代の子（ H14.4.2～H18.4.1 の間に生まれた子）がいますか？

はい

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
（別居している高校生年代の子がいれば「別居監護申立書」も提出してください。）
※窓口に来庁して手続きをされるか、上記用紙を白石町役場ホームページからダウンロードして記入後、郵送してください。

いいえ

その中に別居している高校生年代の子（ H18.4.2～H21.4.1の間に生まれた子)がいますか？

はい

「別居監護申立書」の提出が必要です。
※窓口に来庁して手続きをされるか、上記用紙を白石町役場ホームページからダウンロードして記入後、郵送してください。

いいえ

現在認定している情報で額改定を行うため、通常申請は不要ですが、下記を確認してください。

要確認

要確認

要確認

いいえ

白石町でのお手続きは不要です。
勤務先に確認してください。

いいえ

お手続きは不要です。

いいえ

児童の父または母のうち、所得が高い方の職業は公務員ですか？

はい

「認定請求書」の提出が必要です。
◎添付書類として受給者名義の通帳(カナ名義が分かるページ)のコピーと保険証のコピーをお願いします。

現在、監護し、生計同一又は維持している子(H14.4.2 以降に生まれた子)を 3 人以上養育しており、その中に大学生相当年代(H14.4.2～H18.4.1の間に生まれた子)がいれば、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出も必要です。
（別居している児童（高校生年代以下）がいる場合は、「別居監護申立書」も提出してください。）
※窓口に来庁して手続きをされるか、上記用紙を白石町役場ホームページからダウンロードして記入後、郵送してください。

いいえ

児童の父または母のうち、所得が高い方の住所地は白石町ですか？

はい

いいえ

白石町でのお手続きは不要です。
住所地の自治体に確認してください。

要確認

☆要確認☆
現在、白石町から児童手当又は特例給付を受給しているが、高校生年代になってからの転入等で、中学生修了時に白石町で児童手当を受給していなかった高校生年代の子がいれば、**「額改定請求書」の提出が必要**です。

※窓口に来庁して手続きをされるか、上記用紙を白石町役場ホームページからダウンロードして記入後、郵送してください。